

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 田原本町地域公共交通活性化協議会
住 所 田原本町 890-1
代 表 者 氏 名 会長 工藤 華代

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 田原本町

02-①

計画名称: 田原本町地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P34中「4. (1)」中「「区域運行型デマンド交通」を町の公共交通の中核として据えることにより、・・・」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P34中「4. (1)」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P42-44
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P56

地域公共交通計画（補助要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所）の抜粋

（第 1 号関係）

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 ⇒下線部分

（第 2 号関係）

上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 ⇒二重線部分

4. 田原本町の交通を取り巻く課題

（1）公共交通空白地域の存在

田原本町における鉄道駅からの徒歩圏カバー率（駅から半径 800m）は、全人口の約 52%となっている。鉄道駅からの徒歩圏を中心に新住宅市街地が開発されたことから比較的高い徒歩圏カバー率を示しているが、逆に住民の約半分はタクシー、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）や自家用車の送迎がないと鉄道を利用できない状況となっている。

今後、高齢化と人口減少が見込まれる中で、運転免許の返納等が進み、自動車利用が困難な住民が増加するものと考えられ、公共交通空白地域の解消が課題となっている。

特に本町東部の農業地域では集落地が分散立地し、また地域の高齢化が進展していることから、公共交通の整備等による高齢者の移動手段の確保を検討する必要がある。

上記課題への対応には、既存のタワラモトンタクシー制度のみでは必ずしも充分とは言えず、公共交通の拡充を行う必要がある。その上で考えられるのが、「区域運行型デマンド交通」の拡充であるが、「誰もがいきいきとした暮らしをたのしむまち」（後述）の実現に向けては、「区域運行型デマンド交通」によって町内の公共交通空白地域をくまなくカバーし、空白地域の公共交通需要を充足するという形が望ましい。すなわち、こうした新たな公共交通によって、上記課題に対応していく。

「区域運行型デマンド交通」を町の公共交通の中核として据えることにより、住民は自家用車が無くとも鉄道を利用できるようになり、病院や買い物にも行けるよう

になる。これより更にきめ細かい交通サービスを求める住民については、既存のタ
ワラモトンタクシー制度をご活用いただくことにより、ドアツードアでの移動が可
能である。ただ、町単独で実施するには財政負担が大きいため、国や県からの補助
の活用を検討していく必要がある。

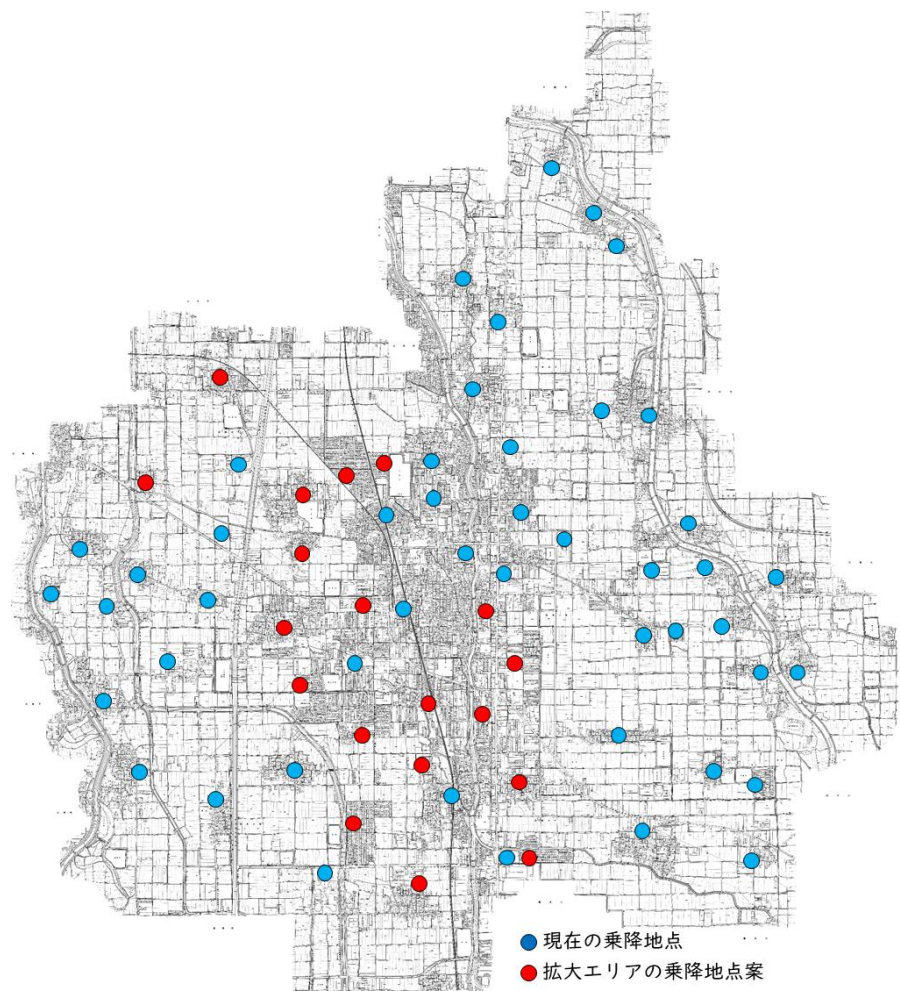
(第3号関係)

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

事業①	区域運行型デマンド交通(自家用有償旅客運送)「tawamo(タワモ)」の拡充	
事業概要	地域の現況	・町内における公共交通は鉄道、タクシー及び一部区域での区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）「tawamo（タワモ）」 ・公共交通空白地域が多数存在している ・平成 30 年まで乗合型デマンドタクシー「ももたろう号」を運行していたが、タクシー料金の初乗り助成制度「タワラモトンタクシー」へと移行 ・令和 5 年 11 月から区域運行型デマンド交通(自家用有償旅客運送)「tawamo（タワモ）」の運行を町の北東エリアで開始 ・令和 6 年 10 月より区域運行型デマンド交通(自家用有償旅客運送)「tawamo（タワモ）」の運行区域を町南東部と南西部にも拡大
	区域運行型デマンド交通「tawamo(タワモ)」の拡充	・現況課題に対応すべく、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）「tawamo（タワモ）」を拡充する ・段階的に運行エリアを拡大し、以後の町全域への拡大を視野 ・町内の公共交通空白地域の全域をこの区域運行型でカバーすることを念頭 ・誰もが気兼ねなく町内を移動できるよう値下げを検討

【乗降地点】

公共交通空白地域に乗降地点を設定（300m 徒歩圏内）するほか、公共交通空白地域外にも乗降地点を設定



【運行日・時間】 平日 8 時～18 時の間で運行（土日祝日、12 月 31 日～1 月 3 日は運休）

【運賃】 500 円（定額）→300 円（定額）に値下げ予定

※未就学児は無料、小学生は半額。また、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示した者と、その介助者 1 人までについても半額。

【車両】 軽自動車の EV（4 人乗り）

【運行形態】 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送

【運行事業者】 田原本タクシー株式会社

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	—
	○	—	○	○	—
実施予定時期	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	検討	北東エリアで運行 運行区域を拡大 (令和 6 年 10 月)			

(第4号関係)

地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

・基本目標1『交通空白地域への公共交通の導入・拡充』

基本目標1では、交通空白地域の解消に向け、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）「tawamo（タワモ）」を拡充する。多くの町民にご利用いただけるような、町民ニーズに即した地域コミュニティ交通を構築する。

評価指標	現況（R2）	目標（R8）
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数	—	合計2,400人／年
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の収支率（※1）	—	25%
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）への公的資金投入額（※2）	—	年15,000千円以内

※1：運行収入（国・県からの補助金を含む）の運行経費に対する割合。

※2：国・県からの補助金充当分も含む。

令和 8 年 6 月 日

（名称）田原本町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田原本町においては、近鉄橿原線、田原本線に加えて、かつては奈良交通の路線バスが運行されていたが、平成29年を最後にすべての路線バスが廃止されており、町内には交通空白地域が広く存在している。鉄道駅からの2次交通がタクシー以外に存在しないことから、町内の移動手段のほとんどがタクシーや自家用車での移動と限定的なものになっていた。今後、高齢化と人口減少が見込まれるなかで、運転免許の返納が進み、自動車利用が困難な住民が増加するものと考えられ、公共交通空白地域の解消が課題となっている。

このような状況において、通常タクシー初乗り運賃を助成するタワモトンタクシー利用料金助成制度を導入しており、通院、買い物等における手段として、高齢者を中心に、生活に必要不可欠な制度として機能している。しかし、同制度は利用枚数の制限や対象者の制限があって誰もが利用できる制度ではないため、町の公共交通関連施策として充分とは言えない。

そこで、令和5年11月より、誰でも利用できる新たな移動手段として、区域運行型デマンド交通を町の北東エリアで開始し、令和6年10月には運行エリアを公共交通空白地域全域に拡大した。しかし、現況課題に対応するためにはさらなる拡充とその持続的な運行が必要と考える。このため、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、運行の持続性の担保と財源の有効な活用を図り、運行を維持することで、住民の生活交通手段の一つとして定着・存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（1）事業の目標**

- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数：合計 2,400 人／年
- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の収支率：25%
- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）への公的資金投入額：年 15,000 千円以内

（田原本町地域公共交通計画 P56 参照）

（2）事業の効果

町の北東エリアから開始し、公共交通空白地域に運行エリアを拡大した区域運行型デマンド交通について、町全域に拡充し持続的に運行することにより、住民の生活に必要不可欠な移動手段が確保される。自家用車無くとも鉄道を利用できるようになり、病院や買い物にも気軽に行くことができるようになる。外出促進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・タクシー利用料金助成事業を初乗り料金助成から 500 円助成に切り替えるなど、制度の見直しをすることで、利用券の利用層を真に移動支援が必要な人に重点化する。併せて、主となる移動手段はデマンド交通 tawamo（タワモ）となるよう、乗降地点の増設や車両の増車など、利便性の向上を図る。これらにより、普段は tawamo を利用し、必要に応じてタクシーも活用するといった、バランスの取れた公共交通を提供する。

・運行について周知し、利用を促進するために広報紙やホームページ等を使った情報提供を行う。

実施主体：田原本町

（田原本町地域公共交通計画 P42～P47 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通 tawamo（タワモ）について、運行にかかる費用総額 18,235 千円のうち、運行収入、国庫補助金と県補助金を差し引いた差額分を田原本町が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、指標によるモニタリング、評価を実施。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 7 年 11 月 25 日（第 49 回）
令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請について協議
デマンド交通 tawamo（タワモ）の乗降地点の追加について協議
- ・ 令和 8 年 1 月 26 日（第 50 回）
令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価（自己評価）について協議
デマンド交通 tawamo（タワモ）の乗降地点の追加について協議
- ・ 令和 8 年 3 月 26 日（第 51 回）
公共交通の利用状況と今後について協議
- ・ 令和 7 年 6 月 20 日（令和 8 年度第 1 回）
デマンド交通 tawamo（タワモ）の乗降地点の追加について協議
地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

デマンド交通 tawamo（タワモ）の乗降地点について、運行エリアを町内全域に拡大してからも、住民からの要望があり、増設の要件に該当すると判断すれば、その都度、構成員に地元代表者を含む協議会にて協議をし、乗降地点の増設をしている。（令和 7 年 1 2 月に 1 ヲ所、令和 8 年 2 月に 1 ヲ所増設）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県磯城郡田原本町 890-1

（所 属） 田原本町企画財政課

（氏 名） 岡田 光祐

（電 話） 0744-34-2083

（e-mail） seisaku@town.tawarmaoto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

都道府県名	市区町村名	協議会名
奈良県	磯城郡田原本町	田原本町地域公共交通活性化協議会

[illegible]

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
奈良県	磯城郡田原本町	田原本町地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	12,381 人
交通不便地域等（人）	4,416 人

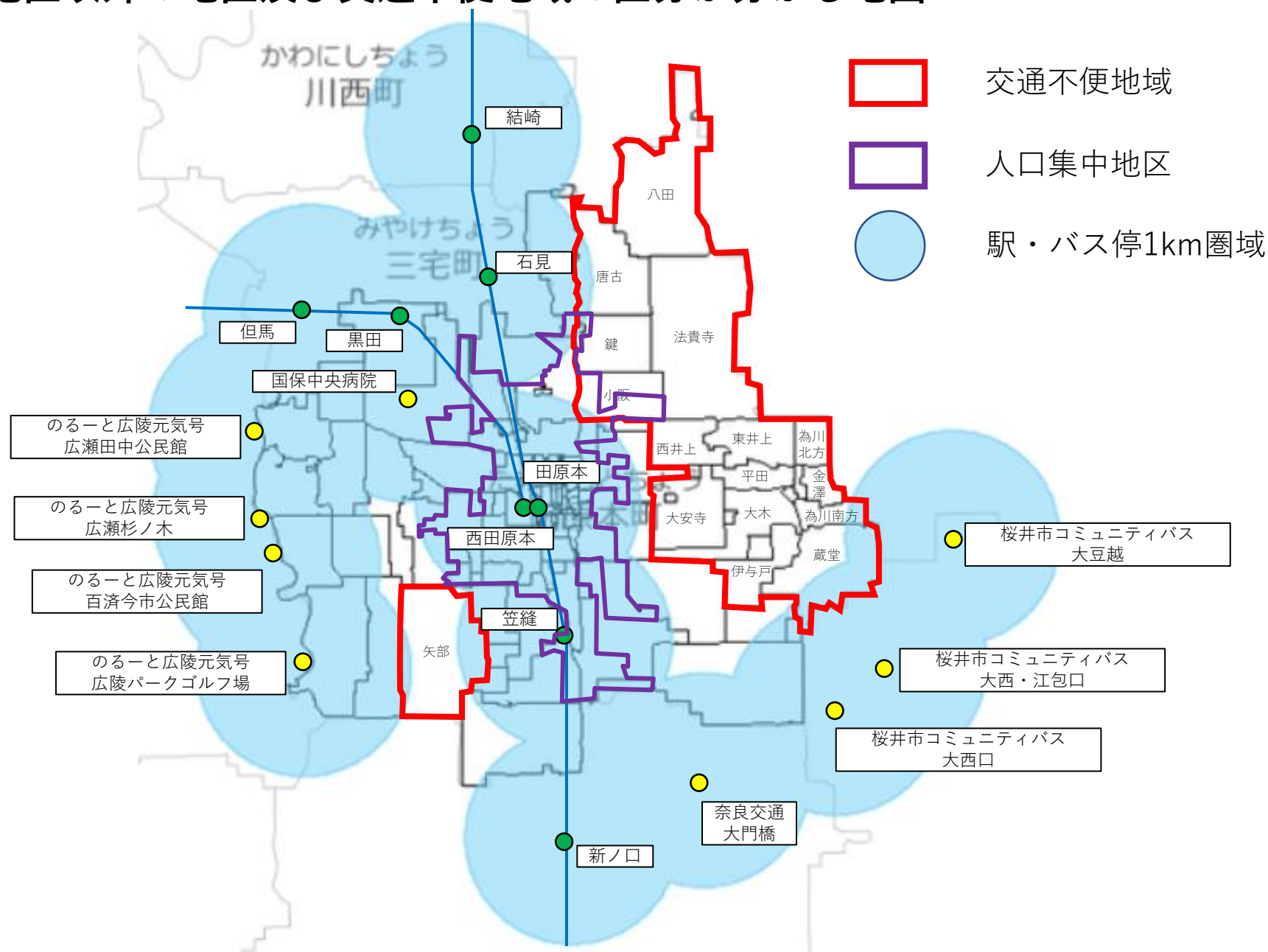
交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
4,416 人	全 1 6 地区 八田、法貴寺、唐古、鍵、小阪、西井上、東井上、 為川北方、金澤、為川南方、平田、大安寺、大木、 蔵堂、伊与戸、矢部	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図



近 運 交 交 第 2 3 号
令和 6 年 6 月 6 日

田原本町地域公共交通活性化協議会
会長 工藤 華代 殿

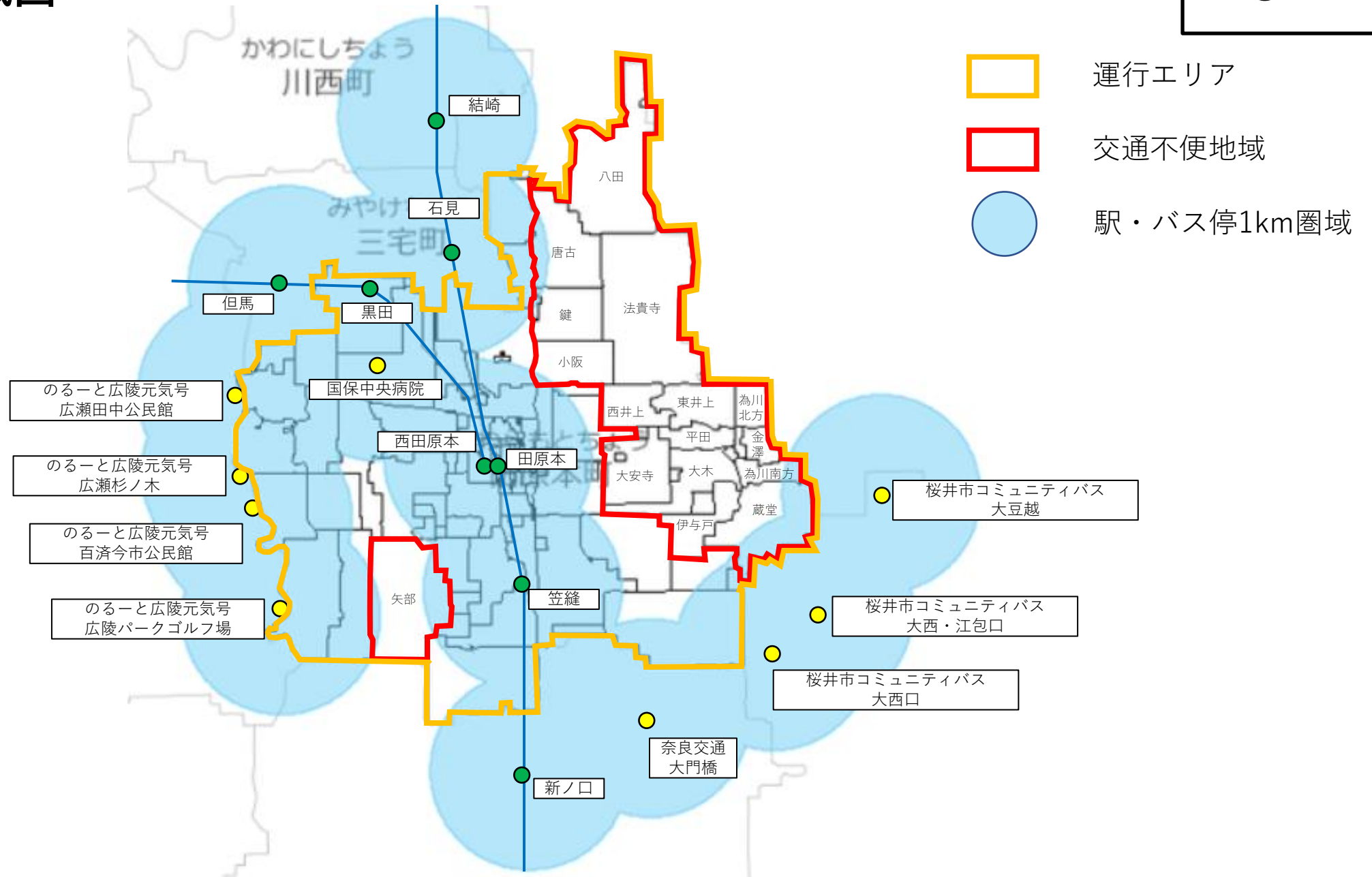
近畿運輸局長
(公印省略)

指 定 書

令和6年5月21日付け田地交第9号をもって申請のあった交通不便地域の
地域指定については、申請のとおり指定する。

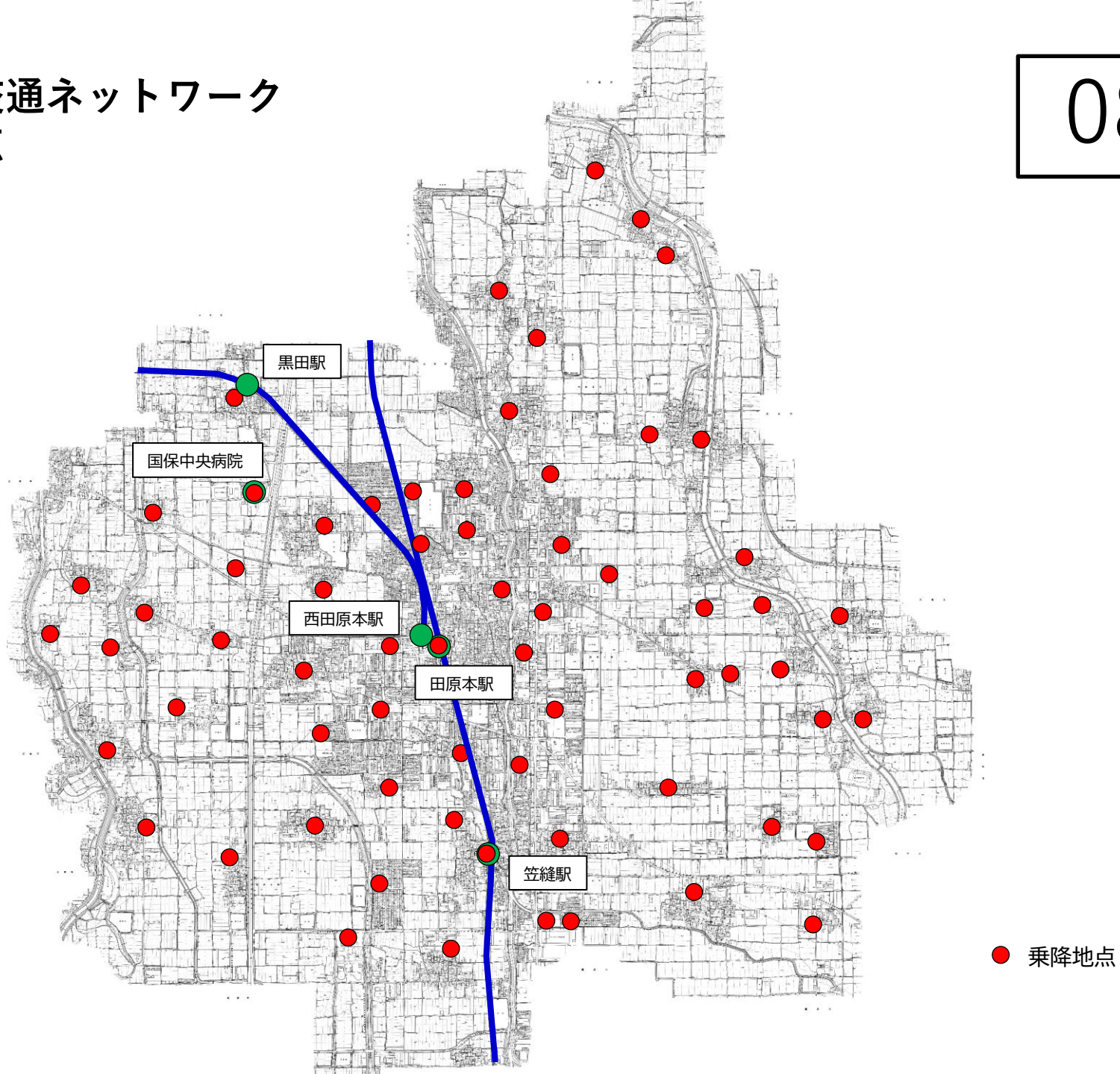
運行区域図

07



地域間交通ネットワーク 乗降地点

08



4月から車両が2台になりました！

ご利用
案内田原本町
デマンド交通

tawamo (タワモ)

田原本町では、公共交通の充実を図るため、従来から実施しているタクシー料金助成制度（タワラモトンタクシー）に加えてデマンド交通「tawamo」を運行しています。

1. デマンド交通とは？

- ・時刻表や路線を定めず、予約があった場合のみ運行する公共交通
- ・あらかじめ定められた町内の乗降地点でのみ乗り降り可能
- ・利用者登録不要で、誰でも何度でも利用可能
- ・どこまで乗っても定額

4月から2台で運行中

2. ご利用方法

1



電話かFAXで予約

2



予約時間に乗降地点へ

3



乗車して移動

4



または



降車地点でお支払い

※予約時に利用者数、利用時刻、乗降地点、氏名・連絡先等を伝えてください。
 ※同じ時間帯に予約が重なった場合は乗り合いで移動するため、送迎時刻が前後する場合があります。
 ※車イス、手押し車、バギーその他の巨大な荷物は積載できません。
 ※安全性の観点から、ドアの開閉は乗務員にお任せください。

3. 運行日・運行時間

●運行日・時間

平日の8時～18時（土日祝日、12月31日～1月3日は運休）

●予約受付

利用日の前日から当日1時間前まで

4. 料金（運賃）

- 乗車1回につき1人 300円
- 未就学児無料
- 小学生半額（150円）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（ミライロIDも可）を提示した人とその介護者1人まで半額（150円）

予約

電話：080-9068-6782

FAX：0744-32-6782

※電話・FAXの受付時間は7時～18時

お問合せ：田原本町企画財政課

電話：0744-34-2083

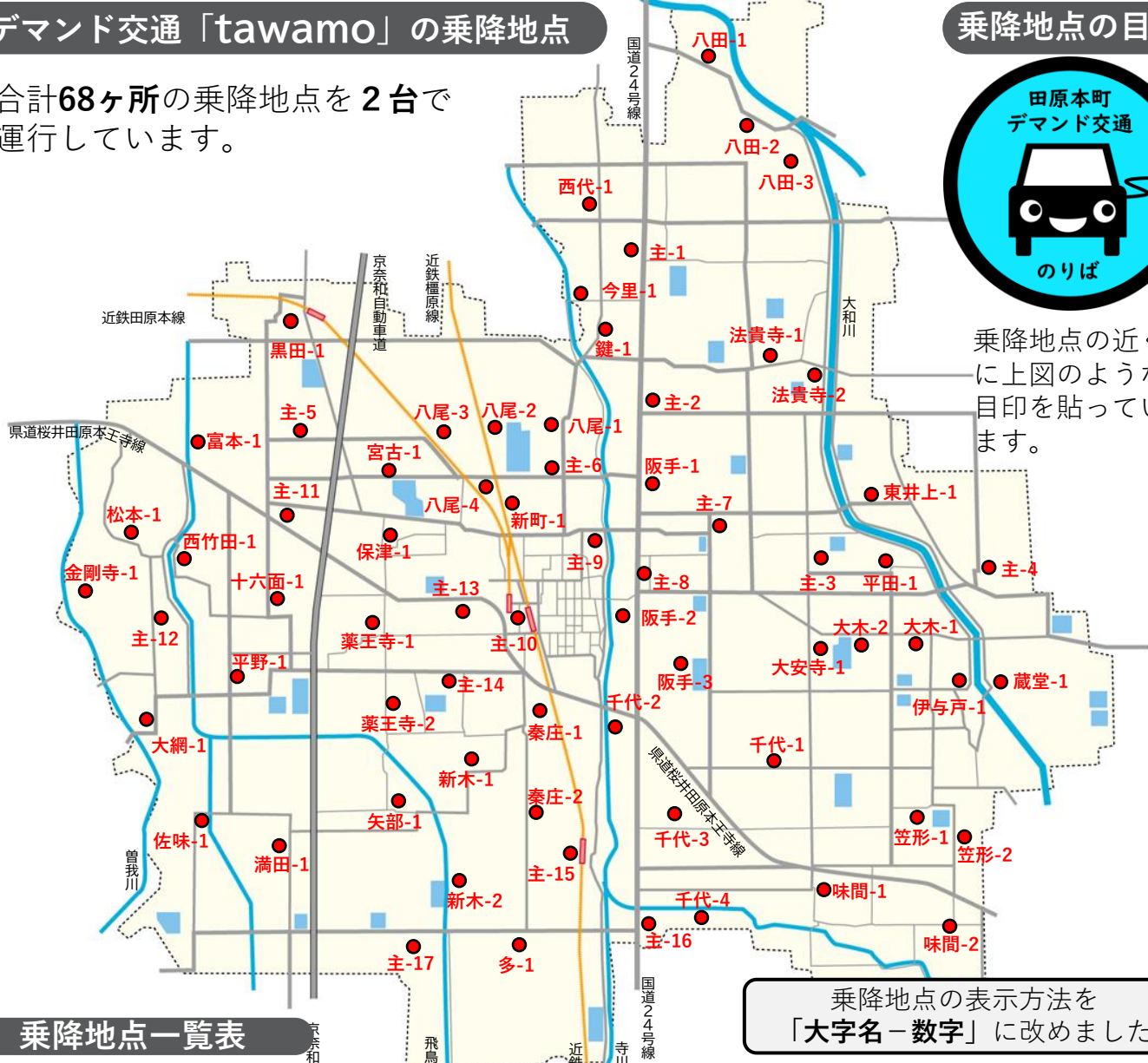
デマンド交通「tawamo」の乗降地点

乗降地点の目印

合計**68ヶ所**の乗降地点を**2台**で運行しています。



乗降地点の近くに上図のような目印を貼っています。



乗降地点一覧表

乗降地点の表示方法を「大字名-数字」に改めました

主-1	道の駅レティ唐古・鍵	今里-1	今里(正福寺南側)	十六面-1	十六面(市杵島神社)
主-2	オクワ田原本店(小阪)	西代-1	西代公民館	平野-1	平野小学校西門前
主-3	中央体育館	蔵堂-1	蔵堂児童公園	西竹田-1	西竹田公民館
主-4	ふれあいセンター	東井上-1	東井上公民館	富本-1	富本集会所
主-5	国保中央病院	平田-1	平田(お地藏さん前)	八尾-1	八尾第2児童公園
主-6	ローソン田原本八尾店	大木-1	大木公民館	八尾-2	中八尾児童公園(東側入口前)
主-7	青垣生涯学習センター(北側入口)	大木-2	西大木(掲示板裏)	八尾-3	西八尾公民館
主-8	社会福祉協議会	伊与戸-1	伊与戸公民館	八尾-4	南八尾第1児童公園
主-9	田原本町役場(正面入口)	笠形-1	笠形公民館	新町-1	八尾池之内集会場
主-10	田原本駅(駅前ロータリー)	笠形-2	県営住宅笠形団地(ボスト北側)	薬王寺-1	薬王寺公民館
主-11	スーパーセンターオクワ田原本インター店	味間-1	味間(中垣内北ごみ集積所前)	薬王寺-2	みどりの北公民館
主-12	旧老人福祉センター	味間-2	味間東(東垣内掲示板上)	秦庄-1	柿木原自治会館
主-13	万代田原本店	千代-1	阿部田公民館	秦庄-2	秦楽寺公民館
主-14	スーパーおくやま三笠店	千代-2	千代公苑(ごみ集積場前)	多-1	多簡易郵便局
主-15	笠縫駅(西改札)	千代-3	八条(公民館東ごみ集積場前)	矢部-1	矢部公民館
主-16	スーパーバグリーン田原本店	千代-4	南千代第1公園(北側入口前)	新木-1	新木(掲示板・ごみ集積場前)
主-17	奈良県総合リハビリテーションセンター	阪手-1	新阪手自治会館	新木-2	笠縫公民館
八田-1	西八田集会所	阪手-2	南阪手グリーンタウン公民館	松本-1	松本集出荷場西側
八田-2	八田農業構造改善センター	阪手-3	阪手南・阪手根太公民館東側	金剛寺-1	金剛寺公民館
八田-3	東八田集会所	大安寺-1	大安寺公民館	大網-1	大網(消防団器具庫北側)
法貴寺-1	中和園芸集出荷場	黒田-1	黒田公民館	満田-1	満田(町道三笠満田線)
法貴寺-2	法貴寺集出荷場	宮古-1	宮古公民館	佐味-1	佐味東口(朝日堂斜め前)
鍵-1	西鍵自治会集会所	保津-1	保津公民館		

表 1 における計画運行日数、計画運行回数について

【区域運行】 デマンド交通

・ 計画運行日数

平日の日数をカウント（土・日曜日、祝日、12月31日から1月3日まで運休）

令和9年度（R8.10.1~R9.9.30）の計画運行日数は244日

・ 計画運行回数

『田原本町地域公共交通計画』に設定する指標「区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数」令和8年度目標「合計2,400人／年」では、令和9年度、運行日数244日×1日10人=2,440人（端数切捨てで2,400人）の乗車を目標としている。

1年間につき2人乗車のうえ1日あたり5回運行すれば目標が達成できるため、これを参考に令和9年度（R8.10.1~R9.9.30）の1日あたりの運行回数を5回として算出する。

令和9年度（R8.10.1~R9.9.30）の運行日数は244日。

1日あたり5回運行するとし、244日で1,220回運行となる。

1,220回の運行中、2人乗車が1,180回、1人乗車が40回と仮定し、

$1,180 \text{ 回} \times 2 \text{ 人} + 40 \text{ 回} \times 1 \text{ 人} = 2,400 \text{ 人}$ となることで目標を達成する。

各年度運行回数

R9年度事業（R8.10~R9.9）：244日×5回=1,220回

（令和10年度と令和11年度については、令和8年度から運行内容の変更予定はない）

令和9年度事業

自治体名

田原本町

系統番号
系統名

(1) デマンド交通

合計

244日

1220回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月 21日 105.回

11月 19日 95.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月 22日 110.回

1月 19日 95.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 18日 90.回

3月 22日 110.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 21日 105.回

5月 18日 90.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 22日 110.回

7月 21日 105.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

8月 21日 105.回

9月 20日 100.回

令和8年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 田原本町地域公共交通活性化協議会
住 所 田原本町 890-1
代 表 者 氏 名 会長 工藤 華代

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記の通りです。

記

田原本町地域公共交通計画の計画期間は、令和4年4月から令和9年3月末となっており、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和9年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。